



寒川町個人情報保護法施行条例の制定について

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

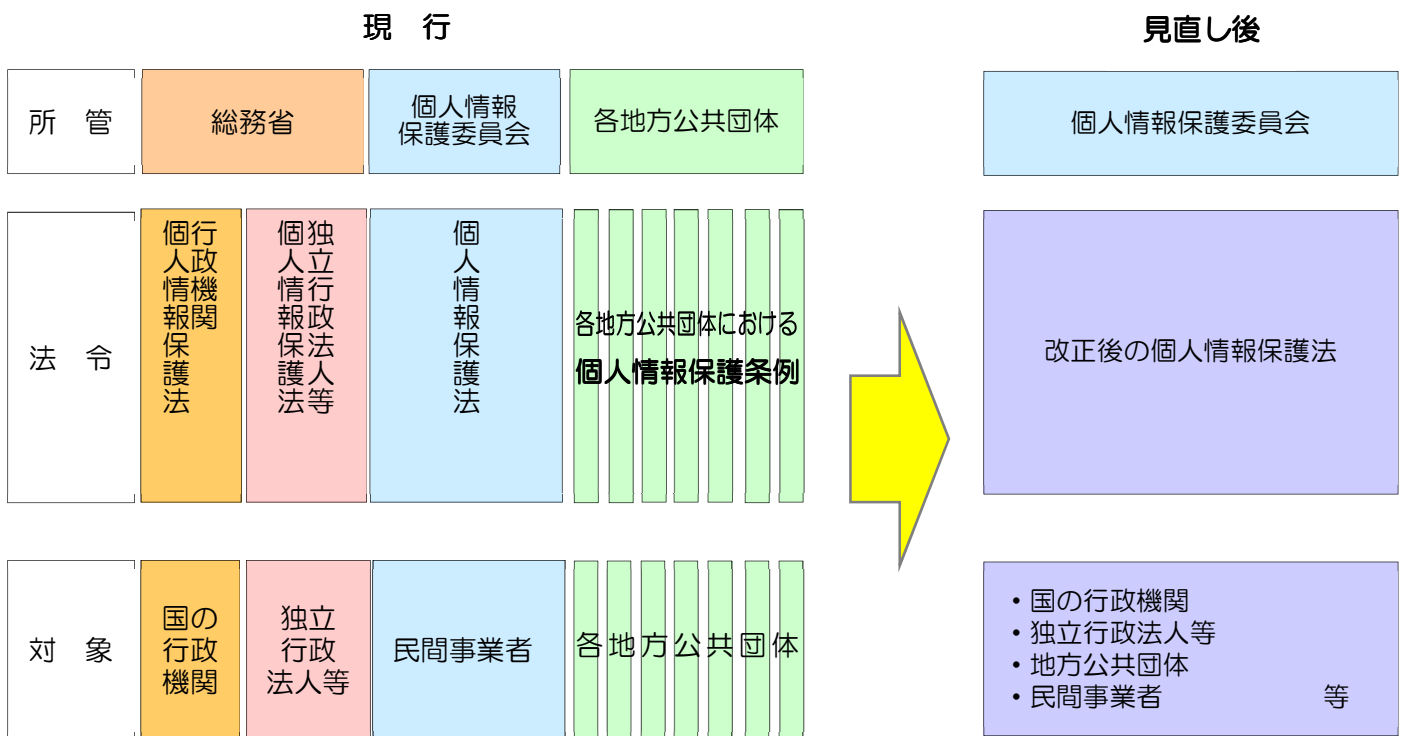
令和4年9月1日(木) ~ 9月30日(金)

寒川町個人情報保護法施行条例(案)に対するご意見を募集します。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第57号)第50条及び第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正されました。それに伴い、寒川町個人情報保護法施行条例を制定する必要があることから、条例案に対しみなさんからご意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

個人情報保護制度見直しの背景について

これまでの個人情報の保護は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び各地方公共団体がそれぞれのルール(法律や条例など)に基づき行ってきましたが、デジタル社会の進展に伴い個人情報保護とデータ流通の両立が求められる中、個人情報保護制度が見直され、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律において全国的に統一されたルールが設けられます。



今後の個人情報保護制度について

寒川町では平成 11 年に寒川町個人情報保護条例を制定し、条例の規定に基づき適切に寒川町が保有する個人情報を保護してきましたが、前ページにも示したとおり、個人情報保護制度が見直され、令和 5 年 4 月 1 日から寒川町個人情報保護条例に基づく運用から、個人情報保護に関する法律に基づく運用に移行します。

それに伴い、寒川町個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の規定により寒川町独自のルールで運用できる部分について「寒川町個人情報保護法施行条例」で規定します。

今後は、個人情報の保護に関する法律及び寒川町個人情報保護法施行条例の規定に則り、引き続き個人情報の保護を適切に行うこととなります。

寒川町個人情報保護法施行条例で規定する事項について

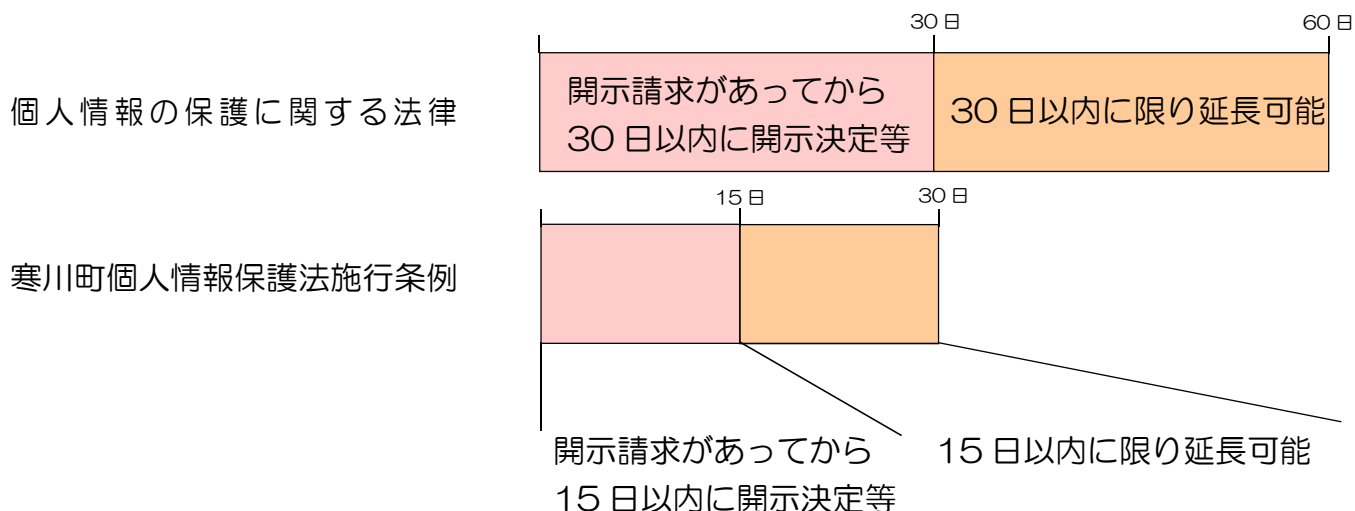
寒川町個人情報保護法施行条例では次の項目について規定します。

(1) 開示請求等の手続きについて

開示請求書に記載する事項（住所、氏名等）について、個人情報の保護に関する法律に定めのある事項のほか、規則で定める事項（開示請求の事務処理を行う上で必要な事項）を記載するよう規定するものです。

(2) 開示請求に対する決定等の期限について

個人情報の保護に関する法律では、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行うこと、また、事務処理上困難である等正当な理由があるときは 30 日以内に限りその期間を延長できることを規定していますが、寒川町個人情報保護法施行条例では、現在運用している寒川町個人情報保護条例に合わせ、開示請求があった日から 15 日以内に開示決定等をし、延長できる期間についても 15 日以内に限ることを規定するものです。



(3) 保有個人情報の開示の請求に係る手数料について

開示請求をする際の手数料について、寒川町個人情報保護法施行条例では、現在運用している寒川町個人情報保護条例と同様無料とすること、また、写しの交付を行う場合には、開示請求者に写しの作成及び送付に要する費用を負担していただくことを規定するものです。

(4) 寒川町個人情報保護審査会への諮問について

開示決定等について審査請求があった場合以外に、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認められる場合において、寒川町個人情報保護審査会に諮問できる旨を規定するものです。

今後のスケジュールについて

令和4年9月	パブリックコメントの実施
令和4年10月	パブリックコメントの意見集約、条例案の作成
令和4年12月	町議会へ条例議案の提案
令和5年2月	広報、ホームページによる新たな個人情報保護制度の周知
令和5年4月1日	個人情報の保護に関する法律 施行 寒川町個人情報保護法施行条例 施行

⇒条例案について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

資料の閲覧方法

「寒川町個人情報保護法施行条例（案）」の資料は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP 内で 『 寒川町個人情報保護法施行条例 』 と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶ 二次元コードはこちら



※次の場所で資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：〒253-0196
寒川町総務部 総務課行政管理担当
- ② F A X：0467-74-9141
- ③ メール：soumu@town.samukawa.kanagawa.jp
▶ メール二次元コードはこちら
- ④ 担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付時間：土日祝日を除き、
午前8時30分～17時15分まで。



(記入事項)

別添の回答用紙の内容に沿って記入してください。メールによる回答など回答用紙を使わない場合は、ご住所等も含め回答用紙と同内容を任意の様式で記載してください。

(募集期間)

令和4年9月1日(木)～9月30日(金)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町個人情報保護法施行条例（案）」の作成の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い、適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町総務部 総務課
行政管理担当
住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111
F A X 0467-74-9141

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ